

指標 16.7.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.7.1 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関（(a) 議会、(b) 公共サービス及び (c) 司法を含む。）における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合

ターゲット 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

(b) 国家公務員（性別、年齢別）

定義及び根拠

○ 定義

指標 16.7.1 (b) : 一般職国家公務員（常勤職員）の総数に対する女性職員数及び 35 歳未満の職員数の割合

○ 概念

一般職国家公務員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第 2 項により位置づけられる、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する職のことである。

なお、特別職は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第 3 項に掲げる職員であり、例えば、内閣総理大臣、国务大臣、副大臣等が該当する。

○ 根拠及び解釈

国の公的機関（うち公共サービス）を網羅的に把握するデータはないため、参考値として、人事統計報告に関する政令（昭和 41 年政令第 12 号）に基づく、一般職国家公務員である職員の在職関係に関する統計報告（一般職国家公務員在職状況統計表）のうち、常勤職員在職状況統計報告において報告された数値から、女性職員割合及び 35 歳未満職員の割合を示す。

データソース及び収集方法

一般職国家公務員（常勤職員）については、内閣人事局の「一般職国家公務員在職状況統計表」のうち常勤職員在職状況統計表による労働力人口については、総務省の労働力調査による。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

一般職国家公務員（常勤職員）における女性職員の割合

$$= \frac{\text{常勤職員在職者数（女性）}}{\text{常勤職員在職者数（総数）}} \times 100$$

一般職国家公務員（常勤職員）における 35 歳未満の職員の割合

$$= \frac{\text{常勤職員在職者数（35 歳未満）}}{\text{常勤職員在職者数（総数）}} \times 100$$

35 歳未満の職員は、19 歳以下、20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳の各区分の人数を合計して算出。

○ コメントと限界

- ・ 特別職国家公務員、行政執行法人職員を含まない。
- ・ 一般職国家公務員のうち、検察官、再任用職員、常勤労務者、休職・派遣・休業職員及び非常勤職員は、性別または年齢別で把握していないことから、含まない。
- ・ 性別、年齢別での調査は 2015 年から開始しており、2014 年以前のデータはない。
- ・ 障害者別は把握していない。

データの詳細集計

なし

参考

http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_toukei.html

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html>

データ提供府省

内閣官房

関連政策府省

内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、人事院

担当国際機関

国連開発計画（UNDP）オスロガバナンスセンター